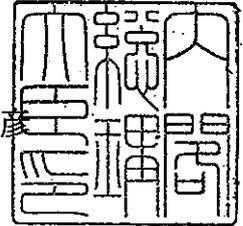


消取引991号
平成24年12月14日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第5項第2号及び第58条の17第2項第2号に規定する適用除外の対象として政令で定める取引の態様、法第58条の4に規定する規制の対象としない物品並びに法第66条第2項に規定する密接関係者の定めに係るものに関し、別紙のとおり特定商取引に関する法律施行令の改正を行うことについて

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 訪問購入に関する規定の導入に係る所要の措置（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）26条第5項第2号）

特定商取引に関する法律施行令（以下「特商法施行令」という。）第8条第2号及び第3号に規定する「顧客」の判断基準となる過去の取引について、特商法の訪問販売に関する規定のみならず、今回の法改正で新たに導入される訪問購入に関する規定に照らしても適正な取引であることを前提とすべき旨、確認的な改正を行う。

2. 規制対象としない物品（特商法第58条の4）として特商法施行令で定める物品

特商法第58条の4において、政令で定めることで規制の対象としない物品の要件として、次の（ア）又は（イ）の要件に該当することが求められているところ。

- （ア）訪問購入に係る売買契約の相手方（売主たる消費者）の利益を損なうおそれがないと認められること。
- （イ）規制対象となった場合、流通が著しく害されるおそれがあると認められること。

（ア）又は（イ）の要件を満たすものとして政令で定める物品を次の（1）～（5）とする。

【（ア）の要件を満たすもの】

（1）家電（携行が容易なものを除く。）

（2）家具

※具体例については別途通達等で明示する予定であるが、以下のような物品がそれぞれ該当すると考えている。

- （1）：電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコンディショナー、テレビジョン受信機等
- （2）：たんす、机、いす、鏡台等

【（イ）の要件を満たすもの】

（3）自動車（二輪のものを除く。）

（4）書籍並びにCD、DVD及びゲームソフト類

（5）有価証券

3. 規制の適用除外とする取引態様（特商法第58条の17第2項第2号）（※）として特商法施行令で定める取引態様

（※）ただし、氏名等の明示義務、勧誘される意思の確認義務、再勧誘の禁止の3点は引き続き規制あり。

特商法第58条の17第2項第2号において、政令で定めることで規制の適用除外（一部除く。）とする取引態様の要件として、次の（ア）かつ（イ）の要件に該当することが求められているところ。

- （ア）営業所等以外の場所において売買契約の申し込みを受け又は売買契約を締結することが通例であること。
- （イ）通常、訪問購入に係る売買契約の相手方（売主たる消費者）の利益を損なうおそれがないと認められること。

（ア）及び（イ）の要件を満たすものとして政令で定める取引態様を次の（1）～（3）とする。

（1）いわゆる「御用聞き」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入

店舗を有する購入業者が顧客台帳等に基づき、定期的に住居を巡回訪問して行う購入を指す。

（2）いわゆる「常連取引」の関係にある購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入

店舗を有する購入業者の場合は、当該訪問の日より前1年間に当該購入事業に関して取引が1回以上あった相手方を訪問して行う購入を指し、店舗を有さない購入業者の場合は、前1年間に取引が2回以上あった相手方訪問して行う購入を指す。

（3）転居に際して行われる訪問購入

転居に際して不要となる物品を処分するため、当該物品の査定等を依頼された購入業者と売主たる消費者との間で行われる訪問購入を指す。

4. 購入業者の密接関係者と、当該密接関係者に対して主務大臣が報告又は書類等の提出を命じることができる事項（特商法第66条第2項）

特商法で定められている義務規定や禁止規定を購入業者が遵守している

か否かを調査するために、主務大臣が報告徴収等を行うことができる密接関係者と、各密接関係者に対する調査の上で必要となる事項をそれぞれ次のとおり定める。

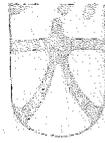
【主務大臣が報告徴収等を行うことができる購入業者の密接関係者】

- (1) 訪問購入に関する事項であって、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者
- (2) 購入業者が売買契約の相手方から購入した物品を引き渡した第三者

【当該密接関係者に対して主務大臣が報告又は書類等の提出を命じることができる事項】

- (1) に対して：訪問購入に関する事項であって、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼす重要なものの告知又は表示に関する事項
- (2) に対して：当該引渡しに関する事項

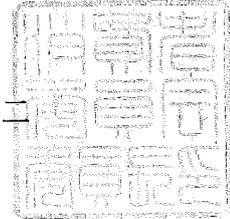
以上



府消委第15号
平成25年1月23日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

平成24年12月14日付け消取引991号で諮問があった特定商取引に関する法律施行令の一部改正については、別紙の理由により、下記の事項を前提として原案のとおりとすることで差し支えない旨、答申します。

記

1. 政令で定めた訪問購入規制の対象外となる物品や適用除外となる取引態様（以下、「規制対象外物品等」という。）を中心に、訪問購入に係る消費者被害の発生状況についての実態把握を重点的に行い、その結果を定期的に当委員会に報告すること。
2. 上記の結果、規制対象外物品等において消費者被害が拡大すると認められる場合には、これを訪問購入規制の適用対象とすることも含め、必要な見直しを機動的に行うこと。
3. 政令の施行にあたり、規制対象外物品等の具体的な内容を通達等で明示する際には、売主の立場となった消費者の利益を損なうおそれがあると認められるもの（例えば、家具であっても骨董品としての価値を有するものや有価証券であっても収集品としての価値を有するもの等）については、別途、当該規制の適用対象となる物品等として明確に位置づける等の措置を確実に講じること。

(理由)

平成24年8月22日に公布された特定商取引法の一部を改正する法律については、国会における審議過程において、訪問購入規制の対象範囲を原則として全ての物品に拡大し、訪問購入業者による不招請勧誘を禁止する等の議員修正が行われた。このような経緯に鑑みれば、規制対象外物品等の範囲については、できるだけ限定することが望ましいと考える。

今般、諮問があった政令案に示された規制対象外物品等の範囲を巡っては、平成24年12月25日に開催された第109回消費者委員会での調査審議においても、自動車をはじめとして、売主の立場となった消費者の利益を損なう恐れがある物品等も含まれるのではないかと懸念が複数の委員より提起されたところである。

しかし同時に、貴金属をはじめとする訪問購入に係る消費者被害を防止するためには、できるだけ速やかに訪問購入規制を実施することも重要である。

これらのことに鑑みて、当委員会としては、政府が前記事項について着実に対応することを前提に、原案のとおりとすることで差し支えない旨、答申するものである。

(以上)

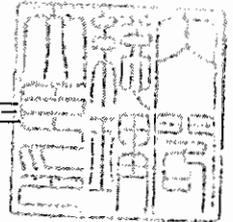


消 政 策 第 49 号
平成 25 年 3 月 26 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



消費者安全法第 6 条第 1 項の規定による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の
変更について

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 6 条第 1 項の規定による「消費者安全の確保
に関する基本的な方針」の変更について、別添のとおり案を作成したので、同条第 6 項の
規定により準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

以上

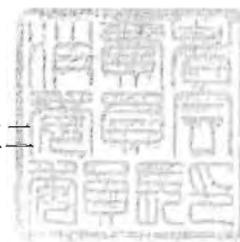
別添案は省略



府消委第85号
平成25年3月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



消費者安全法第6条第1項の規定による
「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更について

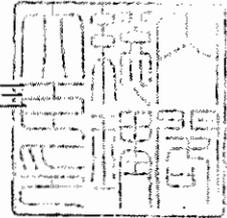
平成25年3月26日付け消政策第49号をもって当委員会に意見を求めた
「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の案については、消費者安全法の
趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。



消表対第83号
平成25年3月11日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更について

1. 雑貨工業品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第672号）における「洋傘」に係る遵守事項の見直しについて
2. 雑貨工業品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第672号）における「いす、腰掛け及び座いす」に係る遵守事項の見直しについて
3. 経済産業大臣からの要請に伴う合成樹脂加工品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第671号）、電気機械器具品質表示規程（平成9年通商産業省告示第673号）及び雑貨工業品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第672号）に係る遵守事項の見直しについて

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく
各品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品を指定し、品質に係わる事項を表示の標準として規定している。

近年、家表法の対象品目の中で、洋傘における「ジャンプ式の折りたたみ傘」及び、いす、腰掛け及び座いす（以下「いす類」という。）における「乳幼児用のいす類」について、使用時に事故が発生している旨関係機関より指摘されており、これまでも関係業界団体による自主的な注意喚起の取組がなされている一方、団体に加盟していない事業者が販売する商品においても、取扱い上の注意等の表示による安全への配慮を促す必要があることから、製品の取扱い上の注意表示を新たに追加する見直しを予定している。

また、家表法の合成樹脂加工品品質表示規程における原料樹脂名の指定用語の追加、及び、日本工業規格（以下「JIS」という。）の名称変更等に伴い、これを引用している告示（合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程）の改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うもの。

2. 諮問する事項の概要

(1) 「洋傘」に係る見直しについて

ジャンプ式の折りたたみ傘について「顔や身体から離して使用する旨」及び洋傘全般について「使用方法に関する注意事項」を取扱い上の注意として追加（雑貨工業品品質表示規程）。

(2) 「いす、腰掛け及び座いす」に係る見直しについて

乳幼児が使用するいす類について「乳幼児の転落を防止するための注意事

項」を取扱い上の注意として追加（雑貨工業品品質表示規程）。

(3) 経済産業大臣からの要請に伴う見直しについて

①原料樹脂名の指定用語に「アクリル樹脂」を追加

合成樹脂加工品の原料として使用した合成樹脂（原料樹脂）の種類を表示に際して、「アクリル樹脂」の用語も使用できるように当該用語を指定用語に追加（合成樹脂加工品品質表示規程）。

②その他 JIS 名称変更等に伴う形式的変更

JIS 名称変更等に伴い、これを引用している合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程について、所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成25年3月	消費者委員会への諮問
4月	経済産業大臣への協議
3月～4月	T B T 通告(2ヶ月)
4月	パブリックコメント(1ヶ月)
5月	改正告示公布
11月	改正告示施行

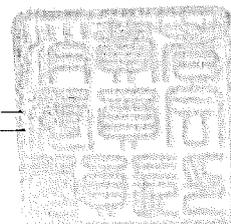
※なお、上記2.(1)及び(2)については、改正告示の公布から約6ヶ月の期間を事業者に対する周知期間及び準備期間として設け、期間経過後の然るべき時期に施行予定。また、2.(3)については、改正告示の公布と同時に施行予定。



府消委第86号
平成25年3月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



答 申 書

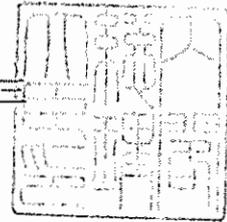
平成25年3月11日付け消表対第83号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条に基づく表示の標準となるべき事項」の案については、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。



消表対第338号
平成25年7月31日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条の規定に基づき、
下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項の変更
について

1. 経済産業大臣からの要請に伴う電気機械器具品質表示規程（平成9年通商
産業省告示第673号）に係る遵守事項の見直しについて

家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく
各品質表示規程（告示）における遵守事項の見直しについて

1. 主旨

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

平成25年4月に、家表法の対象品目である「エアコンディショナー」（以下「エアコン」という。）に関する日本工業規格（以下「JIS」という。）の改正が行われたことに伴い、これを引用している電気機械器具品質表示規程の改正について、家表法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、経済産業大臣名での「表示の標準となるべき事項の変更に関する要請」があった。

このため、家表法第11条の規定に基づき、消費者委員会に諮問を行うものである。

2. 諮問する事項の概要

エアコンの表示事項である「冷房能力又は暖房能力」、「冷房消費電力又は暖房消費電力」及び「通年エネルギー消費効率」について、JIS規格名称、試験方法、許容範囲等を変更するJIS改正が行われたことに伴い、これを引用する電気機械器具品質表示規程について所要の改正を行う。

3. 今後の予定

平成25年8月：消費者委員会への諮問・答申

8月：経済産業大臣への協議

8月～10月：TBT通報（2ヶ月）

9月：パブリックコメント（1ヶ月）

11月：改正告示の公布

なお、事業者に対する周知期間及び準備期間として、改正告示の公布から約1年間の経過措置を設ける予定。



府消委第223号
平成25年8月6日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正三



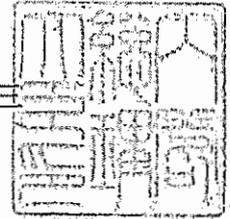
答 申 書

平成25年7月31日付け消表対第338号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項」の案については、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

消取引第 4 9 8 号
平成 25 年 7 月 1 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和 6 1 年政令第 3 4 0 号。以下「施行令」という。）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 6 1 年法律第 6 2 号。以下「法」という。）第 1 1 条の 2 の規定に基づき諮問します。

記

法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する特定商品として政令で定める物品に関し、別紙の物品を規定するため、施行令第 1 条の改正を行うことについて

新たに規定する物品

- (1) 自動販売機及び自動サービス機
- (2) 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項の医薬品をいう。）を除く。）
- (3) 家庭用治療機器

※また、「常用漢字表」の平成22年改定により「哺」が追加されたことを受け、施行令第1条第3号に規定する「^ほ哺乳類」の表記を改める改正を併せて行います。



府消委第187号
平成25年7月9日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正



特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正について（答申）

平成25年7月1日付け消取引498号で、当委員会に諮問のあった特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正については、特定商品等の預託等取引契約に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

以上



消表対第 385 号
平成 25 年 8 月 27 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻生 太郎



諮 問 書

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）
第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条の規定に基づく日本住宅性能表示基準に関し、別紙のとおり住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）の廃止及びエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）の策定に伴う見直し等の改正を行うことについて



府消委第239号
平成25年8月27日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎 殿

消費者委員会
委員長 河上 正



答 申 書

平成25年8月27日付け消表対第385号をもって当委員会に諮問のあった住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の規定に基づく日本住宅性能表示基準の策定に伴う見直し等の改正を行うことについては、住宅の品質確保の促進等に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。